



- I. 欧州委員会における市場画定ルールの見直しに向けた動き
- II. 標準契約条項(SCC)の有効性  
—Schrems II 事件における法務官意見(2019年12月19日)

2020年  
1月27日号

## I. 欧州委員会における市場画定ルールの見直しに向けた動き

執筆者: 平家 正博、若林 順子

### 1. はじめに

各国の競争法は、事業者による競争制限的な行為を規制しているが、ある行為が競争を制限するかどうかを検討する上では、通常、まず競争が行われる市場の範囲が画定される。このとおり、市場画定は、競争法が問題となる多くの事案(特に企業結合や私的独占の事案)において検討の出発点となるが、2019年12月に発足した欧州委員会の新体制において競争政策を担当する Margrethe Vestager 委員は、同月、新たな任期(2019年12月～2024年10月)に取り組むべき課題として、市場画定ルールの見直しに着手する意向を表明したので、ここにご紹介する。

### 2. 従来の市場画定ルール

欧州委員会は、市場画定に関する基本的な考え方を、1997年に出した Commission Notice on the definition of relevant market for the purposes of Community competition law(以下「市場画定告示」という。)で規定する<sup>1</sup>。詳細は割愛するが、市場画定告示は、以下のとおり、市場画定に関する基本的な考え方を示した上で、市場画定を行う上での具体的な手順や考慮すべき要素、判断基準等を示している。

- ・ 市場画定は、当事会社に対する競争的牽制力を判断するためのツールであり、地理的市場と商品市場の両方を検討する必要がある。(市場画定告示パラ2)
- ・ 当事会社に対する主な競争的牽制力としては、①需要の代替性、②供給の代替性、及び③潜在的競争が存在するが、市場画定においては①需要の代替性が最も重要である。(市場画定告示パラ13)

<sup>1</sup> なお、市場画定告示は分野横断的な一般的な考え方を示しているところ、具体的な行為類型についてのガイドライン(Guidelines on Vertical Restraints, Guidelines on the applicability of Article 101 TFEU to horizontal co-operation agreements, Guidelines on the application of Article 101 TFEU to technology transfer agreements)にも、各ガイドラインが対象とする類型の行為に係る市場画定の考え方が示されている。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

- ・ 需要の代替性の有無を判断する基準として「SSNIP テスト」(「仮想的独占者のテスト」とも呼ばれる。)が採用される。(市場画定告示バラ 15-17)

なお、SSNIP テストとは、ある事業者がある商品がある地域で独占供給していると仮定し、当該仮想的独占者が、小幅であるが実質的(5~10%)かつ一時的でない価格引上げ(Small but Significant and Non-transitory Increase in Price = SSNIP)をした場合、需要者が購入先を他の商品又は地域に振り替える程度を検討することで、当該仮想的独占者が価格引上げにより利潤を拡大できる商品及び地域の範囲を画定する手法である。例えば、塩味の煎餅が 5~10%値上げされた場合、塩味の煎餅の需要者が醤油味の煎餅に流れてしまい、その分塩味の煎餅の売上が減って値上げ分を完全に相殺してしまうようであれば、塩味の煎餅と醤油味の煎餅は同じ市場に含まれることになる。同じような分析を、値上げ分を相殺するほどの売上の減少が生じないところまで、他の味の煎餅でも繰り返すことで、塩味の煎餅が含まれる市場を画定することができる。SSNIP テストは米国を含む各国の競争当局によって一般的に採用されており、日本の企業結合ガイドラインにおいても採用されている。

### 3. 市場画定告示見直しの方向性

このとおり、欧州委員会は、市場画定告示で市場画定に関する考え方を示し、当該告示に沿って市場画定を行ってきた。しかし、Vestager 委員は、現在の競争法をとりまく環境の変化、特にビジネスのグローバル化とデジタル化を理由に、市場画定告示見直しの方向性を示唆した。同氏の具体的な発言内容は、欧州委員会の Web サイトに掲載されているが<sup>2</sup>、その概要は以下のとおりである(括弧内は筆者注記)。

#### (1) 地理的市場

まず、Vestager 委員は、地理的市場の画定に関する現行ルールの問題として、以下の点を指摘する。

- ・ 欧州単一市場の達成、さらには、国際貿易の進展とデジタル化により、消費者は世界的な市場からの便益を容易に享受できるようになっている。
- ・ 例えば、電気通信機器の分野では、かつては欧州域内の国毎に異なる技術基準が採用されていたため、市場は国毎とされていたが、欧州、さらには世界全体で基準調和が進んだため、現在では少なくとも欧州全体が市場とされている。
- ・ 一方で、セメントのように、現在でも、運搬にコストを要するため、消費者にとっての市場が極めて狭い範囲に限定される商品もある。

その上で、具体的には以下の点を挙げて、グローバル化の時代におけるビジネスの実態を適切に反映した地理的市場の画定に関するルールの変更を検討するという方向性を示した。

- ・ グローバル化の進展を踏まえつつ、同時に、全ての市場に向けた一般的なルールを定めるのではなく、個々の市場をそれぞれの実態に基づいてみていく必要がある。
- ・ 市場画定は競争分析にとって有用な出発点ではあるが、それ自体が分析の終着地点ではなく、市場の外側からの競争圧力も検討することを明確化する。
- ・ 2015 年に欧州委員会が外部の専門家に委託した地理的市場の画定に係る調査(Amelia Fletcher and Bruce Lyons, “Geographic Market Definition in European Commission Merger Control” (2016))で述べられた様々な改善案も検討する。

#### (2) 商品市場

また、Vestager 委員は、商品市場の画定に関する現行ルールの問題として、以下の点を指摘する。

- ・ SSNIP テストは、既存商品の価格が少し上がった場合に消費者がどの商品に切り替えるかをみることで、商品市場の境界が分かるという考え方である。しかし、このテストは、価格の変化に紐付けた手法なので、Google の Android のような消費者

<sup>2</sup> [https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/defining-markets-new-age\\_en](https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/defining-markets-new-age_en)

が無料で利用する商品については適用することができない。

- デジタル関連の大きなビジネスは、多くの場合、様々な分野の全範囲にわたって事業を行い、消費者に対し、(個別のサービスではなく)全てが一体として上手く機能するようデザインされたサービスのエコシステムを提供している。このため、消費者は、1つのエコシステムから別のエコシステムに切り替えることが困難である可能性がある。

その上で、具体的には以下のような点を挙げて、デジタル化の時代におけるビジネスの実態を適切に反映した商品市場の画定に関するルール変更を検討するという方向性を示した。

- 既存製品の(価格ではなく)品質を少し下げた場合に、消費者が他の製品に切り替えるかどうかを考える。
- エコシステムが消費者をロックインする方法に目を向ける。

#### 4. 終わりに

Vestager 委員は、市場画定告示の見直しの具体的なスケジュールには触れなかったが、Vestager 委員の任期中(2024年10月まで)に見直しが見られる可能性があり、その場合には、上記のとおり、グローバル化及びデジタル化の時代におけるビジネスの実態をより適切に反映した地域及び商品の範囲を市場として捉える方向での見直しになると予想される。

上記のとおり、市場画定は競争法が問題となる多くの事案において検討の出発点となることから、当該考え方の見直しは、事業者の行為が競争制限的な行為に該当するか否かを判断する手法に影響を与える可能性がある。具体的には、例えば、見直しの結果、世界市場という観点での検討を求められる事案が増える、市場の外側からの競争圧力がより重視されるようになる、また、特にデジタル関連のサービスについて、個々のサービスの市場画定よりもサービスのエコシステムにおける競争制限の分析により重点が置かれる、といった可能性が考えられる。

いずれにせよ、見直しの結果、現在の市場画定告示が定められてから現在までの欧州委員会の実務の進展が整理・反映され、市場画定に係るルールと実務の透明性及び明確性、ひいては当事会社が欧州競争法上の論点を分析するうえでの予測可能性及び利便性が高まることが期待される。以上に加えて、競争法の実務を世界的にもリードしている欧州委員会による市場画定の見直しは、日本を含む世界各国の競争当局の実務にも影響する可能性が高く、欧州でのビジネスに携わる事業者はもちろん、欧州以外でビジネスを行う事業者にとっても、今後の動きについては注視が必要であろう。



へいけ まさひろ  
**平家 正博**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[m\\_heike@jurists.co.jp](mailto:m_heike@jurists.co.jp)

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016年ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーブン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、通商法業務や、日本内外の独占禁止法/競争法全般を手掛ける。



わかばやし じゅんこ  
**若林 順子**

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[j\\_wakabayashi@jurists.co.jp](mailto:j_wakabayashi@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。1997-2006年国土交通省、2002年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2003年ペンシルヴェニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、米国ニューヨーク州弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般について、幅広い経験に基づき最新の实務動向を踏まえた助言を行っている。

## II. 標準契約条項(SCC)の有効性

### —Schrems II 事件における法務官意見(2019年12月19日)

執筆者: 石川 智也、角田 龍哉

GDPR 上、EEA 域内にある個人データを EEA 域外に移転することは原則として禁止されている。もっとも、移転先において個人データに対する十分な保護措置が確保されている場合には EEA 域外への移転も認められており、欧州委員会は、このような十分な保護措置の一つとして、旧データ保護指令 26 条 4 項に基づき、個人データの移転元(データ輸出者)と個人データの移転先(データ輸入者)が締結する標準契約条項(Standard contractual clauses、いわゆる SCC)を用意している。

オーストリアの Schrems 氏(同氏は、2015 年 10 月 6 日に米欧間のプライバシーシールドの前身であるセーフハーバー協定の無効判決が下された事件にも関与している)は、自らの個人データが、米国の大手 SNS 企業のアイルランド法人から、その米国法人に移転されていることの法的根拠として、この標準契約条項が用いられていることについて、それが GDPR が求める十分な保護措置ではないとの理由に基づき無効である等の主張を行ったため、アイルランドのデータ保護当局がアイルランドの裁判所に提訴し、欧州司法裁判所に標準契約条項の有効性を判断してもらうよう要求した。

その結果、欧州司法裁判所に事件が付され、法務官は、2019 年 12 月 19 日、結論として標準契約条項は有効である旨の意見を公表した(パラ 343)。なお、標準契約条項は、管理者と管理者との間のデータ移転に用いられるもの(2001 年、2004 年に公表されたもの)と、管理者と処理者との間のデータ移転に用いられるもの(2010 年に公表されたもの)とがあるが、本件では後者の有効性が争われた。

このように、法務官の意見としては標準契約条項が有効であることが示されたため、標準契約条項を用いている企業においては、当面はその実務を継続することで足りるが、標準契約条項の有効性の最終判断は欧州司法裁判所に委ねられているため、引き続きその動向を注視する必要がある(2020 年の上半期中の判決が見込まれている)。仮に欧州司法裁判所が標準契約条項を無効と判断した場合には、無効とされた標準契約条項に基づいて域外移転を受けている企業は、十分性認定を含め、他の根拠に基づいて EEA 域内から EEA 域外への個人データの域外移転を行うことを検討する必要があるが生じる。

さらに、欧州では、標準契約条項に代わって、GDPR に基づいた適切な保護措置としての標準データ保護条項(Standard Data Protection Clause、SDPC)の検討が進んでいるといわれている。仮に標準データ保護条項が公表された場合には、上記欧州司法裁判所の判決の結果にかかわらず、標準契約条項に基づいて域外移転を受けている日本企業の中にも、今一度 EEA 域内からの個人データの域外移転の方法について見直しが必要になる企業が出てくると考えられる。



いしかわ のりや  
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n.ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n.ishikawa@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019 年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1 位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



つのだ たつや  
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t.tsunoda@jurists.co.jp](mailto:t.tsunoda@jurists.co.jp)

2014 年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、通商法、会社法、データ規制等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)、「成立までに検討すべき EU における e プライバシー規則案の要点」(Business Law Journal 2018年10月号)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。